

※情報共有メールは、プラチナサポートの特典となっております。プラチナサポート加盟店以外への共有、流用等は禁止されております。

※配信当時の内容のため、現状の内容と異なる場合もございます。予めご了承ください。

プラチナサポート情報共有メール					
No.	705	配信日	2026/8/17	ジャンル	法令遵守
テーマ	計量法・電子天秤のご使用について				

今回は、「計量法」に基づいた電子天秤（秤）の正しい取り扱いと実務上の運用について共有します。

貴金属等の査定・買取において、正しく検定・登録された秤による正確な計量は、お客様との信頼関係に関わり、法秩序を遵守した健全な店舗運営の基盤となります。

以下の内容を必ず全員で確認し、日々の業務で徹底してください。

1. 背景：なぜ「計量法」の遵守が必要なのか

買取取引で貴金属等の重量を測定する「秤（特定計量器）」は、計量法に基づき厳格な管理が義務付けられています。

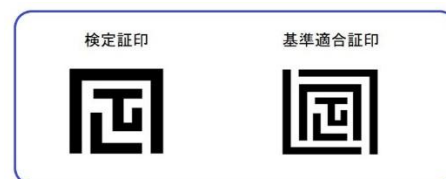
貴金属計量の際は、『基準適合証印』または『検定証印』が付いた秤を必ずご使用ください（計量法第16条）。

※簡易的な『携帯秤』等の使用は禁止です。また『比重計』は基準適合証印秤ではありません。

店舗およびブランドが負う「リスク」

- 違法な秤の使用（第172条）：6ヶ月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金、またはその両方
- 定期検査の未受検（第173条）：50万円以下の罰金

適正な計量がなされていない場合、罰則の対象となるだけでなく、加盟店様やブランド全体の信用を大きく損なう重大なリスクに繋がります。



2. 実務ポイント：「計量法」における主な義務と検査

1. 店舗到着時の検定所申請

開業時に本部よりお送りしている秤が店舗へ届きましたら、取扱説明書をご確認の上、店舗所在地を管轄する都道府県の計量検定所へ申請を行ってください。

※申請がされていない場合、次の定期検査が受けられませんのでご注意ください。

2. 2年に1回の「定期検査」受検義務（計量法第19条）

秤の精度を維持するため、2年に1回の周期で定期検査を受ける義務があります。

合格した秤には「合格シール」が貼られます。

【定期検査の流れ（標準例）】

- 事前通知：都道府県の指定検査機関より事前通知が届きます。
- 検査実施：指定検査機関が実施（所要時間：概ね15～20分）。
- 手数料：終了後、条例で定められた検査手数料を指定機関へお支払いいただきます。

※詳細な日程や手数料は、各都道府県の計量検定所へ直接ご確認ください。

3. 現場アクション：秤のマーク確認と日常点検の徹底

・「検定証印」「基準適合証印」の目視確認

店舗で使用している秤の本体に、検定証印または基準適合証印が印字・貼付されているか、今一度ご確認ください。

・合格シールの確認と次回検査への備え

合格シールに記載された検定年月を確認し、次回検査の時期を把握することで遅滞なく受検できるようご対応をお願いいたします。

